

第2章 防 災 組 織

第1節 弘前市防災会議

市の地域内に係る防災に関し、市の業務及び市の地域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上必要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、市長の附属機関として弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。なお、防災会議の組織及び所掌事務は弘前市防災会議条例（平成18年弘前市条例第215号）で定める。

1 組織

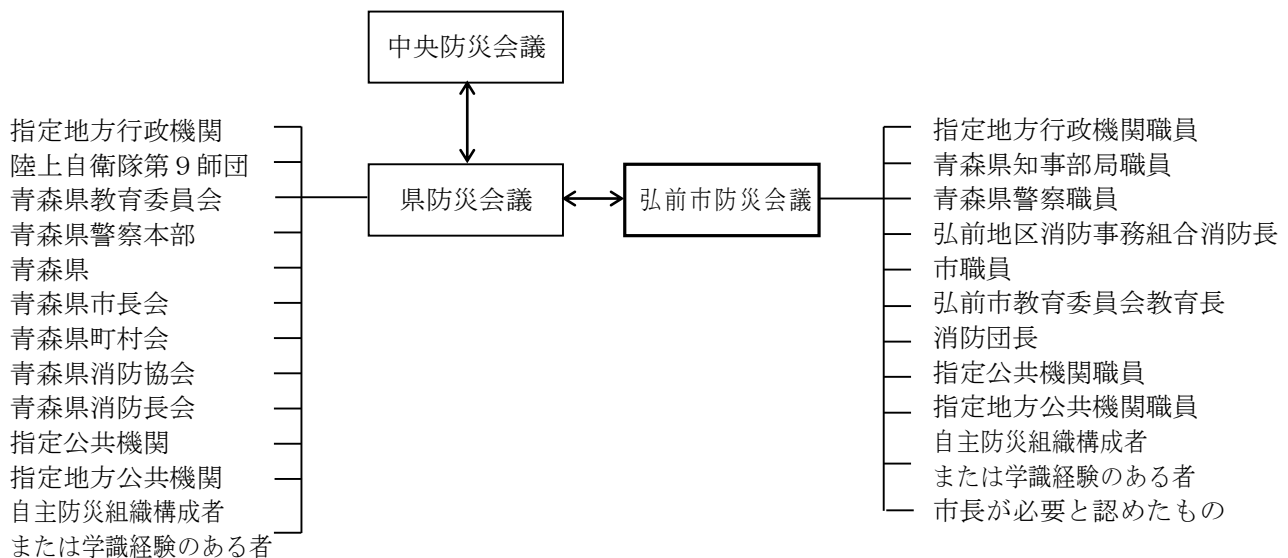
弘前市防災会議条例に基づく組織は、会長である市長と次に掲げる委員をもって組織する。（弘前市防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 弘前地区消防事務組合消防長
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 弘前市教育委員会教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めた者

（参考）弘前市防災会議条例 資料編 〔定〕 2-1-1

弘前市防災会議委員名簿 資料編 〔表〕 2-1-1

【弘前市防災会議組織図】



2 事務局

防災会議の事務を処理するため、事務局を経営戦略部防災安全課に置く。

3 所掌事務

弘前市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2章 防災組織

第2節 弘前市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、または発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、市長は災害対策本部を設置し、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置または廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ市長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア 災害が市内に広域にわたり発生し、または発生するおそれがあるとき。

イ 市内に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

予想された災害の危険が解消したと認めるとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝達方法（電話番号）	担当班
防災会議委員	電話（弘前市防災会議委員名簿）	対策調整班
副本部長及び本部員	電話、口頭（弘前市災害対策本部員等名簿）	〃
庁内の各部、各班	庁内放送、電話	〃
総合支所	電話（電話不通時は防災無線）	〃
支部	電話（電話不通時は防災無線）	市民班
庁外の各班	電話、防災無線	対策調整班
青森県知事 （防災消防課）	電話（代表 017-722-1111） （直通 017-734-9088） 防災情報ネットワーク （8-801-1-5812～5820）	〃
県災害対策本部中南地方支部 ＊1	電話 （代表 32-1131：中南地域県民局地域連携部） （直通32-2401）	〃
弘前警察署	電話、口頭（代表 32-0111）	〃
陸上自衛隊第39普通科連隊	電話（87-2111 内線236）	〃
弘前地区消防事務組合	電話、防災無線、消防無線、衛星無線	〃
指定地方行政機関・指定公共 機関・指定地方公共機関＊2	電話	〃
NHK青森放送局＊3	電話（017-774-7758）	〃
RAB弘前支社＊3	電話（32-6131）	〃
ATV弘前支社＊3	電話（34-4101）	〃
ABA弘前支社＊3	電話（35-8211）	〃
エフエム青森 ＊3	電話（38-1022）	〃
アップルウェブ＊3	電話（38-0788）	〃
市役所記者クラブ	口頭、文書	対策調整班 広聴広報班
市民 ＊4	報道機関、防災広報車、防災無線、ホームページ等	〃
総務省消防庁（県報告不能時）＊5	地域衛星通信ネットワーク （8-048-500-9049030）	消 防 班

＊1 青森県災害対策本部が設置された場合のみ通知する。

＊2 各機関のうち防災会議委員が所属する機関以外については、災害の内容に応じて通知するかどうか

第2章 防災組織

かを決定する。各機関の連絡先は下表のとおりである。

- * 3 支局長、支社長または社長等がいずれも防災会議委員となっているので、委員への通知で代えるものとする。
- * 4 報道機関への報道依頼及び広報車による広報は、本部長が必要と認めた場合に実施する。
- * 5 総務省消防庁への報告は、県への報告ができない場合のみ一時的に消防庁へ変更するものであり、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防庁第267号）により行う消防庁への報告により一体的に行う。

【指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の連絡先】

名 称	電 話 番 号	備 考
青 森 地 方 気 象 台	0 1 7 - 7 4 1 - 7 4 1 3	防災会議委員、青森市
東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 弘前国道維持出張所	0 1 7 - 7 3 4 - 4 5 6 0 7 5 - 3 3 1 4 2 8 - 1 3 1 5	防災会議委員、青森市 藤崎町
東北農政局青森地域センター	0 1 7 - 7 7 7 - 3 5 1 2	防災会議委員
東北森林管理局津軽森林管理署	2 7 - 2 8 0 0	防災会議委員
東 北 総 合 通 信 局	0 2 2 - 2 2 1 - 0 6 8 2	仙台市
青森労働局弘前労働基準監督署	3 3 - 6 4 1 1	
青森労働局弘前公共職業安定所	3 8 - 8 6 0 9	
東日本旅客鉄道(株)弘前駅	3 2 - 0 1 7 4	防災会議委員
東日本電信電話(株)青森支店	0 1 7 - 7 7 4 - 9 5 5 0	防災会議委員、青森市
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0 5 7 0 - 0 3 - 9 9 0 9	
株式会社NTTドコモ東北支社 青森支店	0 1 7 - 7 7 4 - 8 0 0 2	青森市
KDDI株式会社東北総支社	0 2 2 - 2 6 2 - 0 6 9 8	仙台市
日本郵便株式会社弘前郵便局	3 2 - 4 1 0 1	
日本赤十字社青森県支部	0 1 7 - 7 2 2 - 2 0 1 1	青森市
東北電力株式会社弘前営業所	3 2 - 0 2 3 8	防災会議委員
日本通運株式会社弘前支店	2 6 - 2 2 6 0	
弘 前 ガ ス 株 式 会 社	2 7 - 9 1 0 0	防災会議委員
青森県エルピーガス協会津軽支部	3 2 - 2 2 8 8	
弘 南 バ ス 株 式 会 社	3 2 - 2 2 4 1	
弘 南 鉄 道 株 式 会 社	4 4 - 3 1 3 6	平川市
青森県トラック協会弘前支部	2 7 - 4 2 2 9	防災会議委員
(一社)弘 前 市 医 師 会	3 2 - 2 3 7 1	防災会議委員

イ 災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

2 組織・編成及び業務分担

- (1) 災害対策本部の組織・編成は、弘前市災害対策本部条例（平成18年弘前市条例第216号）に定めるもののほか、次のとおりとする。

ア 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のウの本部員をもって組織する。

イ 災害対策本部長は市長、災害対策副本部長は副市長とするが、参集が困難な場合の対応として、代替職員を定めておく（第一順位：経営戦略部長、第二順位：財務部長）。

ウ 本部員は、次の「災害対策本部組織機構図」に示す部長、部長相当職及び弘前地区消防事務組合消防長とする。

エ 災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

第2章 防災組織

- オ 本部員会議は、本部長、副本部長、教育長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- カ 本部長の事務を分掌させるため、災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す部を置き、本部員をそれぞれ部長として充てる。
- キ 災害対策本部に「災害対策本部組織機構図」に示す特別班を置き、括弧内書きで掲げる部長または課長相当職をその班長として充てる。
- ク 災害対策本部の部に班を置き、各部の課長をその班長として充て、事務を処理する。
- ケ 災害対策本部の部に、出張所の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるための支部を置き、出張所長をその支部長として充てる。
- コ 災害対策本部の部に「災害情報連絡員」をそれぞれ原則として2名以上置き、災害対策本部員である部長（相当職）が、それぞれの部からあらかじめ指定した者をもってこれに充てる。
- サ 災害が局地的である場合等には、必要に応じて現地災害対策本部を置き、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。
- シ 河川の溢水等による災害が起こりうる場合は、河川等特別対策部を置き、本部長が部長を指定する。

第2章 防災組織

【災害対策本部組織機構図】



第2章 防災組織

	商工振興部 (商工振興部長)	班名	班長	班員
		商工政策班	商工政策課長	商工政策課職員
		産業育成班	産業育成課長	産業育成課職員
	観光振興部 (観光振興部長)	班名	班長	班員
		観光政策班	観光政策課長	観光政策課職員
		国際広域観光班	国際広域観光課長	国際広域観光課職員
	建設部 (建設部長)	班名	班長	班員
		建設政策班	建設政策課長	建設政策課職員
		道路維持班	道路維持課長	道路維持課職員
		建築指導班	建築指導課長	建築指導課職員
	都市環境部 (都市環境部長)	班名	班長	班員
		都市政策班	都市政策課長	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長	区画整理課職員
		公園緑地班	公園緑地課長	公園緑地課職員
		環境管理班	環境管理課長	環境管理課職員
		スマートシティ推進班	スマートシティ推進室長	スマートシティ推進室職員
	岩木連絡部 (岩木総合支所長)	班名	班長	班員
		岩木総務班	総務課長	総務課職員
		岩木民生班	民生課長	民生課職員
	相馬連絡部 (相馬総合支所長)	班名	班長	班員
		相馬総務班	総務課長	総務課職員
		相馬民生班	民生課長	民生課職員
	上下水道部 (上下水道部長)	班名	班長	班員
		上下水道班	総務課長	総務課職員
			営業課長	営業課職員
			工務課長	工務課職員
			上水道施設課長	上水道施設課職員
			下水道施設課長	下水道施設課職員
	教育部 (教育部長)	班名	班長	班員
		教育政策班	教育政策課長	教育政策課職員
		学校教育改革班	学校教育改革室長	学校教育改革室職員
		学校企画班	学校企画課長	学校企画課職員
		学務健康班	学務健康課長	学務健康課職員
		給食班	学務健康課長 東部学校給食センター所長 西部学校給食センター所長	学務健康課職員 東部学校給食センター所職員 西部学校給食センター所職員
		学校指導班	学校指導課長	学校指導課職員
		教育センター班	教育センター所長	教育センター職員
		生涯学習班	生涯学習課長 各社会教育施設等館長	生涯学習課職員 各社会教育施設等職員
		文化財班	文化財課長	文化財課職員

第2章 防災組織

	病院部 (市立病院事務局長)	班名	班長	班員
		病院班	総務課長	市立病院職員
	消防部 (消防長)	消防班	警防課長 消防団長	弘前地区消防事務組合職員 消防団員
	農委連絡部 (農業委員会事務局長)	班名	班長	班員
		農委連絡班	事務局次長	農業委員会事務局職員
	河川等特別対策部 (本部長が 指定する部長)	班名	班長	班員
		第1班	部長が指定する建設部課長	当該課職員
		第2班	部長が指定する農林部課長	当該課職員

(2) 運営

災害対策本部の運営は、次のとおりとする。

ア 本部員会議

本部員は、市の災害対策を推進するため必要と認める都度、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的方针を決定する。

イ 部

部は、災害対策本部における災害対策活動組織として、本部員会議の決定した方针等に基づき、災害対策業務を実施する。

ウ 特別班

特別班は、本部員会議の決定した方针等に基づき、災害対策業務を実施または応援する。

エ 班

班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。なお、各部課等の分室は、所属する部・班の災害対策業務を実施する。また、各班ごとにあらかじめ対応マニュアルを定め、必要に応じて見直すこととする。

オ 災害情報連絡員

災害情報連絡員は、部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

カ 支部

支部は、出張所地区における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて（対策連絡部経由）所管区域の災害対策業務を実施する。

キ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地において災害対策業務を効果的に実施する。

(参考) 弘前市災害対策本部条例 資料編 [定] 2-2-1

第2章 防災組織

(3) 各部・各班の所掌事務

ア 弘前市災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要 員
対 策 連 絡 部	経 営 戦 略 部 長	対策調整班	防災安全課長	1 災害対策本部の運営及び統括に関する事 2 緊急に実施すべき災害予防対策及び災害応急対策の立案に関する事 3 防災会議に関する事 4 各部、各班及び県その他関係機関との連絡調整に関する事 5 災害調書の作成及び報告の総括に関する事 6 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 7 自衛隊との連絡調整に関する事 8 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事 9 知事への応援要請に関する事（給水を除く。） 10 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関する事（給水等を除く。） 11 災害関係の陳情に関する事 12 り災証明の発行に関する事 13 本部長の特命事項に関する事 14 所管不明の事務について、分担する班若しくは部を決定する事 15 水防に関する事（道路維持班の業務を除く。） 16 気象情報及び河川水位、ダム放流等の情報の収集整理、発表等の総括に関する事 17 被害状況の把握及び報告に関する事 18 災害情報全般の総括に関する事 19 県及び市の防災行政無線の運用に関する事 20 通信（電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関する事 21 避難準備情報、避難勧告及び指示に関する事	防災安全課職員
		政策推進班	政策推進課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 被災地の調査及び視察のため来弘した国会議員及び政府、県関係者等の応接に関する事 4 見舞者の応接及び礼状等の発送に関する事	政策推進課職員
		行政経営班	行政経営課長	1 部内各班の応援に関する事	行政経営課職員
		人材育成班	人材育成課長	1 職員の動員、勤務に関する事 2 職員の派遣要請及びあつ旋の手続きに関する事（他班の派遣・応援要請等に係るものを除く。） 3 臨時事務所等の設置に関する事 4 災害対策本部要員及び消防団員、自衛隊員等の応援者に対する給食に関する事 5 労務者の雇用及び配分の総括に関する事	人材育成課職員
		法務契約班	法務契約課長	1 災害対策本部の設置及び廃止の告示並びに関係機関に対する伝達に関する事 2 市議会との連絡調整に関する事 3 災害対策用物品、資機材の調達に関する事 4 応急復旧工事の請負契約に関する事 5 対策調整班の応援に関する事 6 被害調書及び陳情書の浄書に関する事	法務契約課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		広聴広報班	広聴広報課長	1 写真撮影のほか、災害の取材に関する事 2 災害の広報に関する事 3 広聴活動に関する事 4 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	広聴広報課職員
		消防班	消防団長	1 消防及び水防活動に関する事 2 地域の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 3 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 4 市長の避難勧告、指示に基づく避難誘導に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 排水門の開閉に関する事	消防団員
財 務 部	財 務 部 長	財務政策班	財務政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 災害応急対策費の予算措置に関する事 3 部内各班の応援に関する事	財務政策課職員
		財産管理班	財産管理課長	1 庁舎内の避難者の整理誘導に関する事 2 職員参集に伴う受入態勢の確立に関する事 3 自動車の管理、運営及び自動車の借上げに関する事 4 電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 5 被災者救援物資の輸送に関する事 6 市有財産の応急利用に関する事 7 庁舎及び他の所管に属さない市有財産の被害状況の調査及び応急対策に関する事 8 水難救護法（明治32年法律第95号）に規定する漂流物及び沈没品に関する事 9 市営住宅の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関する事 10 市の公共建築物の応急対策に係る関係機関との連絡調整及び技術支援に関する事 11 電気通信関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に係る関係機関との連絡調整に関する事 12 応急仮設住宅の建築及び既設公営住宅への特定入居、並びに被災した住宅の応急修理に関する事 13 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関する事 14 応急対策用建築資材の確保に関する事 15 部内各班の応援に関する事 16 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	財産管理課職員
		情報システム班	情報システム課長	1 コンピュータシステムの管理運営等に関する事 2 部内各班の応援に関する事	情報システム課職員
		市民税班	市民税課長	1 災害に伴う市民税の減免措置に関する事 2 資産税班の実施事項の応援に関する事 3 健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関する事	市民税課職員
		資産税班	資産税課長	1 人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関する事 2 被災者名簿の作成に関する事 3 災害に伴う固定資産税の減免措置に関する事 4 健康福祉部が実施する災害救助活動の応援に関する事	資産税課職員
		収納班	収納課長	1 災害に伴う市税の徴収猶予措置に関する事 2 資産税班の実施事項の応援に関する事 3 支部の応援に関する事	収納課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
市民文化スポーツ部	市民文化スポーツ部長	市民協働班	市民協働政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 交流センター等所管施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 3 町会その他市民組織に対する災害情報の提供及び連絡、協力要請に関する事 4 死体の収容、安置及び埋葬の応援に関する事 5 住民相談所の開設に関する事 6 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する事	市民協働政策課職員
		市民班	市民課長	1 死体の収容、安置及び埋葬に関する事 2 埋火葬許可証の交付に関する事 3 部内各班の応援に関する事 4 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する事	市民課職員
		支部	各出張所長	1 出張所区域における災害情報の収集及び報告に関する事 2 出張所区域における応急救助及び援護措置に関する事 3 市民班の指示事項の処理に関する事 4 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する事	各出張所職員
		文化スポーツ班	文化スポーツ振興課長	1 社会体育施設及び文化施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 2 社会体育関係団体及び文化関係団体の協力要請に関する事 3 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する事 4 食料及び物資の集積場所としての施設の提供及びその運営協力に関する事	文化スポーツ振興課職員
健康福祉部	健康福祉部長	福祉政策班	福祉政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 3 要配慮者（障害者）の安全確保対策に関する事 4 防災ボランティアの受入、活動対策に関する事 5 災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関する事 6 義援金の受付及び配分に関する事 7 赤十字奉仕団等の受入、配置及び連絡調整に関する事 8 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	福祉政策課職員
		子育て支援班	子育て支援課長	1 社会福祉施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 2 要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関する事 3 救援物資の供給計画及び受入、保管並びに配給に関する事 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事 5 被災者に対する応急給食の応援に関する事 6 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事 7 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関する事	子育て支援課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		生活福祉班	生活福祉課長	1 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事 2 避難の誘導と避難に必要な輸送力の把握に関する事 3 避難所の開設及び収容、管理に関する事 4 避難者の把握（立退先等）に関する事 5 生活保護及び法外援護に関する事 6 被災者生活再建支援金の支給に関する事 7 部内各班の応援に関する事	生活福祉課職員
		介護福祉班	介護福祉課長	1 介護保険関連施設の災害情報の収集、被害調査に関する事 2 被災者に対する応急給食に関する事 3 要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関する事 4 介護保険関連施設に係る利用者の安全確保に関する事 5 被災に係る介護保険料の減免に関する事 6 被災に係る介護保険給付本人負担分の軽減に関する事 7 部内各班の応援に関する事 8 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	介護福祉課職員
		国保年金班	国保年金課長	1 被災者に対する国民健康保険料等の減免に関する事 2 被災者に対する国民年金の保険料の免除に関する事 3 防災ボランティアの受入、活動対策の応援に関する事 4 救援物資の供給計画及び受入、保管並びに配給の応援に関する事 5 部内各班の応援に関する事	国保年金課職員
		健康づくり推進班	健康づくり推進課長	1 医療救護活動の実施に関する事 2 負傷者の応急処置に関する事 3 救護所の開設に関する事 4 弘前市医師会及び医療機関の協力に関する事 5 臨時予防接種に関する事 6 被災者の保健指導に関する事 7 医療施設の災害情報の収集、被害調査に関する事 8 負傷者の把握に関する事 9 医療救援隊との連絡調整に関する事 10 医薬品、衛生材料の調達に関する事 11 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する事 12 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	健康づくり推進課職員
農林部	農林部長	農業政策班	農業政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 農林部分担事務に係る災害情報の収集及び被害調査の総括並びに対策調整班への報告に関する事 3 農産物（りんご班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関する事 4 家畜及び畜産施設の災害情報の収集、被害調査並びに家畜の防疫及び応急対策に関する事 5 内水面漁業関係の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関する事 6 農林業関係被災者の救済対策に関する事 7 農林業関係被災者の融資のあっせんに関する事 8 農林業関係の被害証明に関する事	農業政策課職員
		りんご班	りんご課長	1 農産物（農業政策班の所管を除く。）及び関連生産施設の災害情報の収集、被害調査並びに応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事	りんご課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		農村整備班	農村整備課長	1 農地、農業用施設の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2 農地及び農業用施設の応急対策及びこれらの応急対策に係わる関係機関との連絡調整に関すること 3 林産物、林業施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 4 岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	農村整備課職員
商工振興部	商工振興部長	商工政策班	商工政策課長	1 部内の連絡調整に関すること 2 商工業関係の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3 生活必需品の需給調整に関すること 4 商工業関係の被害証明及び商工業関係被災者への融資のあっ旋に関すること 5 地方卸売市場施設等に関する災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 6 燃料、雑貨等の確保に関すること 7 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	商工政策課職員
		産業育成班	産業育成課長	1 部内の応援に関すること 2 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	産業育成課職員
観光振興部	観光振興部長	観光政策班	観光政策課長	1 部内の連絡調整に関すること 2 観光施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 3 観光客（外国人含む。）に対する緊急安全対策に関すること 4 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	観光政策課職員
		国際広域観光班	国際広域観光課長	1 部内の応援に関すること 2 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	国際広域観光課職員
建設部	建設部長	建設政策班	建設政策課長	1 部内の連絡調整に関すること 2 道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 3 道路、河川、橋梁等に対する応急対策及びこれらの応急対策に係る関係機関との連絡調整に関すること 4 道路、河川、橋梁等の応急復旧に関すること 5 宅地の応急危険度判定の応援に関すること 6 障害物の除去に関すること 7 岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	建設政策課職員
		道路維持班	道路維持課長	1 道路、河川、橋梁等の災害情報の収集及び被害調査に関すること 2 道路、河川、橋梁等に対する応急措置に関すること 3 道路、河川、橋梁等に対する応急措置に要する資機材の確保に関すること 4 応急対策用資機材の輸送に関すること 5 障害物の除去に関すること 6 水防に関すること 7 岩木・相馬地区災害時の関係班への連絡に関すること	道路維持課職員
		建築指導班	建築指導課長	1 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資のあっ旋に関すること 2 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 3 被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定すること 4 宅地の応急危険度判定に関すること 5 部内各班の応援に関すること	建築指導課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
都市環境部	都市環境部長	都市政策班	都市政策課長	1 部内の連絡調整に関する事 2 施行中の街路事業等所管事業の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 3 所管事業に係る関係機関との連絡調整に関する事 4 建設部の応援に関する事 5 公共交通路線の確保に関する事 6 運輸関係（鉄道・バス）の被害調査に関する事	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長	1 施行中の区画整理事業等所管事業の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 2 所管事業に係る関係機関との連絡調整に関する事 3 部内及び建設部の応援に関する事	区画整理課職員
		公園緑地班	公園緑地課長	1 鷹揚公園等公園施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 2 部内及び建設部の応援に関する事	公園緑地課職員
		環境管理班	環境管理課長	1 防疫班の編成及び防疫活動の実施に関する事 2 防疫活動に必要な資機材の確保に関する事 3 井戸水等飲料水の消毒浄化に関する事 4 被災地における感染症予防措置に関する事 5 水質汚濁等公害防止に関する事 6 清掃班の編成、廃棄物の処理及び清掃活動の実施に関する事 7 ごみ埋立地の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 8 ごみ焼却施設、し尿処理施設の災害情報の収集、被害調査、応急対策の連絡及び促進に関する事 9 斎場、墓地公園の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する事 10 被災地及び避難所のごみ、し尿の収集処理に関する事 11 ごみ及びし尿収集車の確保と借上げに関する事	環境管理課職員
		スマートシティ推進班	スマートシティ推進室長	1 部内各班の応援に関する事	スマートシティ推進室職員
岩木連絡部	岩木総合支所長	岩木総務班	総務課長	1 岩木連絡部の連絡調整に関する事 2 岩木地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関する事 3 災害情報等に係る対策調整班及び岩木地区災害時の関係班への連絡に関する事 4 管内関係団体との連絡に関する事 5 岩木庁舎内の避難等に関する事 6 岩木地区のり災証明の発行に関する事 7 対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関する事 8 岩木地区における応急措置等及び各部の応援に関する事 9 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関する事	総務課職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		岩木民生班	民生課長	1 岩木地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2 岩木地区の被災者名簿の作成に関すること 3 岩木地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4 岩木地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5 岩木地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6 岩木地区の避難所の開設及び収容、管理に関すること 7 岩木地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8 経営戦略部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
相馬連絡部	相馬総合支所長	相馬総務班	総務課長	1 相馬連絡部の連絡調整に関すること 2 相馬地区の災害情報の収集及び被害調査並びに情報収集等の総括に関すること 3 災害情報等に係る対策調整班及び相馬地区災害時における関係班への連絡に関すること 4 管内関係団体との連絡に関すること 5 相馬庁舎内の避難等に関すること 6 相馬地区のり災証明の発行に関すること 7 対策連絡部が実施する災害対策活動の応援に関すること 8 相馬地区における応急措置等及び各部の応急対策等の応援に関すること 9 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達に関すること	総務課職員
		相馬民生班	民生課長	1 相馬地区の人、住家等の被害実態調査及び調書の作成に関すること 2 相馬地区の被災者名簿の作成に関すること 3 相馬地区の被災者の生活相談及び住民相談所に関すること 4 相馬地区の社会福祉施設の被害調査に関すること 5 相馬地区の要配慮者の安全確保対策に関すること 6 相馬地区の避難所の開設及び収容、管理に関すること 7 相馬地区の避難者の把握（立退先等）に関すること 8 経営戦略部及び健康福祉部が実施する災害対策活動の応援に関すること	民生課職員
上下水道部	上下水道部長	上下水道班	総務課長 営業課長 工務課長 上水道施設課長 下水道施設課長	1 上下水道関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急修理に関すること 2 飲料水の供給に関すること 3 断水並びに給水車等による給水活動の広報に関すること 4 公設水道施設以外の飲料水供給施設の応急修理に対する技術指導に関すること 5 災害復旧資機材の確保調達に関すること 6 協定に基づく県等への応援要請及び連絡に関すること 7 給水等に関する津軽広域水道企業団との連絡調整に関すること	総務課職員 営業課職員 工務課職員 上水道施設課職員 下水道施設課職員
教育部	教育部長	教育政策班	教育政策課長	1 部内の連絡調整に関すること 2 職員の非常招集及び配置に関すること 3 文教関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策の総括並びに対策調整班への連絡に関すること 4 応急対策費等教育部の災害関係予算に係る財務政策班との連絡調整に関すること 5 教育部内の他の班の所管に属しない事項に関すること	教育政策課職員
		学校教育改革班	学校教育改革室長	1 学校教育関係各班の応援に関すること 2 応急の教育に関すること	学校教育改革室職員

第2章 防災組織

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
		学校企画班	学校企画課長	1 学校関係施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関すること 2 市立学校施設以外・学校施設の被害情報の収集（弘前大学、県教育庁等からの情報収集を中心に行う。）に関する こと 3 避難所、救護所への市立学校施設の提供及びその管理運営への協力に関すること	学校企画課職員
		学務健康班	学務健康課長	1 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ。）の調査に関する こと 2 学校等の保健、環境衛生の応急対策に関すること 3 教科書、学用品等の調達及び給与に関すること 4 校具、教具の調達に関すること 5 幼児、児童、生徒等の避難及び救出の指導に関すること 6 幼児、児童、生徒等の健康管理に関すること 7 市立幼稚園保育料の減免に関すること	学務健康課職員
		給食班	学務健康課長 東部・西部学校給食センター所長	1 学校給食施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する こと 2 学校給食の応急対策に関すること 3 被災者に対する給食の提供に関すること	学務健康課職員 東部・西部学校給食センター職員
		学校指導班	学校指導課長	1 応急の教育の指導に関すること 2 学務健康班の応援に関すること	学校指導課職員
		教育センター班	教育センター所長	1 応急の教育の指導に関すること 2 教育に係る相談に関すること 3 学務健康班及び学校指導班の応援に関すること	教育センター職員
		生涯学習班	生涯学習課長 各社会教育施設等館長	1 社会教育施設等の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する こと 2 社会教育関係団体等の協力要請に関すること 3 登・帰庁が困難な職員の参集場所の設置及び運営に関する こと 4 食料及び物資の集積場所及び労務者の宿泊所としての施設の提供及びその運営への協力に関すること 5 防災ボランティア受入等の応援に関すること	生涯学習課職員 各社会教育施設等職員
		文化財班	文化財課長	1 文化財の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する こと 2 部内各班の応援に関すること	文化財課職員
病院部	市立病院事務局長	病院班	総務課長	1 負傷者等に対する医療救護及び看護、助産に関すること 2 施設の災害情報の収集、被害調査及び応急対策に関する こと 3 医療薬剤及び資材の確保に関すること 4 入院患者の避難誘導に関すること 5 入院患者の給食の確保に関すること 6 健康づくり推進班の応援に関すること 7 救護班の編成に関すること	市立病院職員

第2章 防災組織

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
農委連絡部	農業委員会事務局	農委連絡班	事務局次長	1 会議中の委員等の避難誘導に関する事 2 応急対策に関する委員との情報伝達窓口に関する事 3 農林部が実施する災害対策活動の応援に関する事	農業委員会事務局職員

部名	部長	班 名	班 長	分 担 事 務	要 員
河川等特別対策部	本部長が指定する部長	第1班	部長が指定する建設部課長	1 河川及び排水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関する事	当該課職員
		第2班	部長が指定する農林部課長	1 用水路の溢水防止及び水門管理者との連絡調整に関する事	当該課職員
		会計特別班	会計管理者	1 災害関係経費の経理に関する事 2 義援金の保管に関する事 3 災害対策本部の応援に関する事	会計課職員
		議会特別班	議会事務局長	1 議会開会中の議員及び傍聴人の避難誘導に関する事 2 応急対策に関する議員との情報伝達窓口に関する事 3 災害対策本部の応援に関する事	議会事務局職員
		選管事務局特別班	選挙管理委員会事務局長	1 選挙期間中の関係施設等の安全確保及び応急対策に関する事 2 災害対策本部の応援に関する事	選挙管理委員会事務局職員
		監査事務局特別班	監査委員事務局長	1 対策調整班の応援に関する事	監査委員事務局職員

第2章 防災組織

イ 弘前地区消防事務組合警防本部任務分担

総括	班 名	班 長	任 務 分 担	要 員
弘前地区消防事務組合消防長（*弘前地区消防事務組合消防次長）	警防班	警防課長	1 本部の運営及び統括に関する事 2 消防活動の総合調整及び活動指針に関する事 3 職員及び消防団員の非常召集及び配置に関する事 4 火災防ぎょ、救助・救急活動その他災害対策に関する事 5 災害状況の分析・判断に関する事 6 消防に関する応援、受援に関する事 7 市災害対策本部との連絡調整に関する事 8 市消防団の情報収集に関する事	警防課員
	総務班	総務課長	1 消防本部が所有、管理する施設等の被害調査及び応急対策に関する事 2 関係機関との連絡、調整に関する事 3 資機材の調達に関する事 4 燃料の確保に関する事 5 消防活動に係る予算措置に関する事 6 各班の応援に関する事	総務課員
	人材育成班	人材育成課長	1 職員の衛生管理等に関する事。 2 総務班の応援に関する事。	人材育成課員
	予防班	予防課長	1 出火防止に関する事 2 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事 3 火災調査に関する事 4 り災証明（火災に限る。）の交付に関する事 5 危険物製造所等に対する応急措置及び対策に関する事 6 広報及び広聴に関する事	予防課員
	通信班	通信指令課長	1 出動指令に関する事 2 通信施設等の保守等に関する事 3 通信の運用及び無線の統制に関する事 4 警報等の伝達に関する事 5 災害情報の収集及び被害状況の整理、報告に関する事	通信指令課員
	消防班	弘前消防署長 東消防署長	1 弘前地区消防事務組合警防規程代2条第5号に規定する消防隊等の編成に関する事 2 災害現場における消火、救助、救急及びその他の活動に関する事 3 被災者の救助救出、救護及び捜索に関する事 4 避難勧告、指示の伝達及び避難誘導に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 災害現場における消防団の指揮に関する事 7 他機関との連携に関する事	

※ 弘前地区消防事務組合消防次長は、弘前地区消防事務組合消防長（以下「消防長」という。）を補佐し、消防長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理するものとする。

第2章 防災組織

3 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報の発表及び水防指令等の発令状況によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、市長は、災害警戒対策本部またはその他の対策本部等を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処するものとする。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害警戒対策本部の設置

ア 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

イ その他市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第2章 防災組織

第3節 動員計画

市の地域内において災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、市は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

配備基準は次のとおりとする。

(1) 風水害等の場合の配備基準

配備区分	配 備 時 期	実 施 内 容	配 備 要 員
1 号 配 備 (準備態勢) 予想される事 態に対処する ための態勢	1 次のいずれかの注意報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 (4) 大雪注意報 (5) 風雪注意報 (6) 竜巻注意情報 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 防災安全課は、気象情報を収集し、関係課に伝達する。 2 関係課は、気象情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。	1 防災安全課職員及び関係部の災害情報連絡員並びに関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は必要に応じて登庁し、対処する。
2 号 配 備 (警戒態勢) 1号配備を強化するとともに、災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに 対処する態勢	1 次のいずれかの警報または情報が発表され危険な状態が予想されるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 (6) 土砂災害警戒情報 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 防災安全課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している各部の災害情報連絡員に伝達する。 2 各部は、各種情報収集に努め、防災安全課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 配備要員は、1号配備を強化する。 2 休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び災害情報連絡員が登庁して対処する。
	1 各種警報が発表されている状況下で、台風が接近する公算が強く、危険な状態が予想されるとき。 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 2 災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに各課職員2名以上で対処する。 2 休日等の勤務時間外は防災安全課職員及び災害情報連絡員並びに関係課職員2名以上が登庁し対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
3 号 配 備 (非常態勢) 全庁をあげて 対処する態勢	1 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、市の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき。 2 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 2 災害警戒対策本部が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに各課職員2名以上で対処する。 2 休日等の勤務時間外は防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員並びに関係課職員2名以上が登庁し対処する。なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	1 次のいずれかの特別警報が発表され、市の地域内に重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 大雪特別警報 (4) 暴風雪特別警報 2 次の場合で市長が必要と認めたとき。 (1) 災害が市内に広域にわたり発生したとき。 (2) 市に相当規模の災害が発生したとき。 3 市長が特にこの配備を指示したとき。	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員で対処する。

(注) 1 関係課とは、市長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。

2 災害情報連絡員とは、災害対策本部員である部長(相当職)が、それぞれの部内から指名した職員をいう。

3 災害情報連絡員は、警戒対策及び応急対策に要する部内の職員配備の連絡調整を行うとともに、本部長の命令等を周知徹底する。

第2章 防災組織

(2) 事故災害の場合の配備基準

ア 大規模な事故の通報等があった場合、市長が2号配備を決定し、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員と関係課職員若干名で対処する（配備要員は、1号配備を強化する）。

休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員が登庁し、対処する。

イ 被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、市長が3号配備（災害対策本部設置）を決定し、防災安全課職員及び各部の災害情報連絡員と関係課職員2名以上で対処する。

休日等の勤務時間外は、防災安全課職員及び関係課職員2名以上が登庁し、対処する。

なお、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する。

ウ その他、配備については別に定める初動対応マニュアル（的確な初動対応を実施するための配備基準や職員参集等を定めた計画）によるものとする。

2 職員の動員

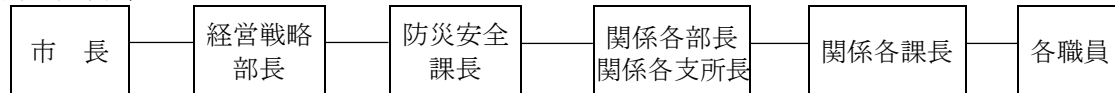
市職員の動員は、市長（本部長）の指示に基づき、次の連絡手順により行う。

(1) 動員の方法

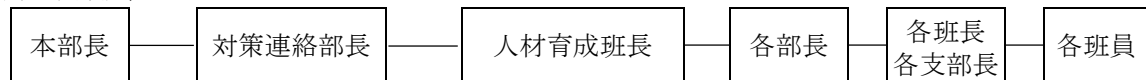
ア 各部課長は、初動対応マニュアルにより、あらかじめ所管する部、課の職員順序及び分担並びに勤務時間外における連絡方法等を確立しておく。

イ 職員の動員は、初動対応マニュアルに基づき、次の連絡系統により行う。

(ア) 本部設置前



(イ) 本部設置時



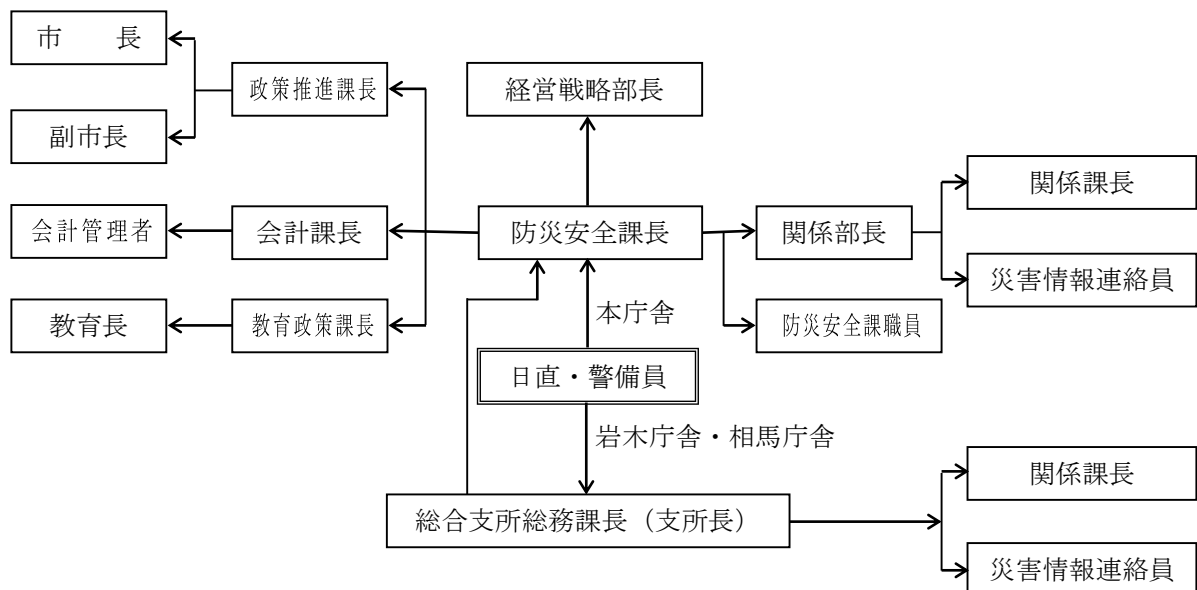
ウ 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につき、初動対応マニュアル及び災害対応マニュアル（迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定めた計画）に基づき、災害時の分掌事務を遂行する。

エ 各部長は、部内各班（課）の応急対策に必要な職員が部内各班（課）における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人材育成班長（人材育成課長）に応援職員の配置を求めることができる。

オ 人材育成班長（人材育成課長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行う。



第2章 防災組織

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、または災害の発生が予想されるときは、初動対応マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ 職員は、出勤途上知り得た災害状況または災害情報を班長（所属課長）（または参集場所の指揮者）を経由して対策調整班（防災安全課）に報告する。

(4) 動員可能数 資料編 [表] 2-3-1

(5) 職員の連絡先

弘前市初動対応マニュアルによる。

(6) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

(7) 複合災害対策

複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練を実施することとする。